

## 【佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会について】

2018年8月2日 佐渡市社会福祉課

### 1. 協議会について

佐渡地域では、医療及び介護・福祉サービスに関わる従事者の慢性的な不足の解消が大きな課題とされている。さらには、現職従事者の中で大きな割合を占める50歳代職員の定年退職等により従事者の急激な減少が見込まれ、現状の医療及び介護・福祉サービスの提供体制の維持が困難になるとともに、崩壊する恐れがあります。

そこで、市民が将来にわたって住み慣れた環境で安心した生活を送ることができるよう、医療機関及び介護・福祉施設等が相互に連携し、一体的な医療及び介護・福祉サービスの提供が行える体制を構築することを目的として、平成30年3月25日に協議会を設立しました。

- ・平成30年3月設立時34団体
- ・会員名簿は別紙のとおり

### 2. 事業計画等

協議会では、サービス従事者の確保と持続可能なサービス提供体制について協議し、会員間で情報共有するとともに目指すべき最終目標の統一を図る。

また、作業部会を設置し目標達成に向けた具体的な協議・対応策の検討を行う。

#### □体制構築に向けたスケジュール

平成30年度	・作業部会中心の協議 (資源管理、人材養成、広報)
平成31年度	・資源管理(システム開発、試験運用) ・人材養成(初期研修プログラム運用) ・広 報(活動状況報告等の情報発信)
平成32年度	・資源管理(システム本格運用開始) ・人材養成(研修修了証の発行、施設間人事交流) ・広 報(継続した広報活動、人材流入促進)
平成33年度 以 降	・初期体制整備による実績の蓄積・検証・改善 ・持続可能な体制の完成に向けた協議

□協議会には7つの専門部会を設置し具体的な協議・検討を行う。

部会名	目 標
①病院部会	・持続可能な病院運営「実効性のある機能分担と連携」
②介護サービス部会	・介護サービスを必要とする利用者の状態に応じて流動的に対応できる、一体的なサービス提供体制の構築
③障がい福祉サービス部会	・障害の状況に応じて、ニーズあった適切な支援を途切れなく、継続的に受けることができる体制整備
④在宅医療部会	・在宅を入院外（居宅・介護施設等）と捉え、佐渡における在宅医療の基礎を構築
⑤資源調整管理部会	・住民の状態、要望に応じてサービス提供者を動的に変更する体制構築 ・島内資源量を把握するシステム構築と運用方法の確立
⑥学習研修部会	・医療介護従事者の教育研修環境の整備・充実
⑦広報部会	・協議会活動を効果的に情報発信する広報体制の構築と地域住民の理解促進

### 3. 地域自立支援協議会での協議内容

#### （1）総合的な相談支援体制の構築

- ・基幹相談支援センターと各相談事業所との情報共有
- ・人材養成環境の整備
- ・障害分野以外の高齢福祉、保健・医療機関との情報共有

#### （2）地域生活拠点等の整備

- ・各施設等の地域資源のネットワーク化（施設機能の把握と情報共有）
- ・不足する資源の開発

### 4. 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会 事務局

佐渡市 市民福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係

電話番号 0259-63-3790 FAX 0259-63-5121